

令和6年厚木市教育委員会12月定例会日程

日時 令和6年12月24日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第41号 厚木市教育委員会点検評価委員会規則の一部を改正する規則について
【教育総務課】

日程2 議案第42号 厚木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
【教育総務課】

4 閉会

令和6年12月定例教育委員会教育長報告

令和6年11月26日（火）に開催されました11月定例会以後の主な行事等11件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 11月27日（水） 厚木税務署 別館会議室
令和6年度厚木・愛甲租税教育推進協議会総会
- 2 11月30日（土） あつぎ市民交流プラザ 6階 ルーム603
あつぎヒューマンライツフェスタ
○内容 中学生人権作文・ポスター表彰式、人権講座
○参加者数 約100人
- 3 同 日 神奈川工科大学厚木市子ども科学館 サイエンスホール250
第49回厚木市青少年健全育成大会
○内容 青少年育成活動推進者表彰、地区活動の発表、講演
○参加者数 約110人
- 4 同 日 あつぎ市民交流プラザ 7階 ミュージックルーム2
令和6年度厚木市SEL教育基金事業 第15回厚木こども科学賞授賞式
○応募総数 332点
○受賞者 小学生の部 12人（大賞1人、優秀賞2人、入選9人）
中学生の部 9人（大賞1人、優秀賞2人、入選6人）
- 5 12月11日（水） 厚木市立依知南小学校ほか
学校訪問
○訪問校 依知南小学校、妻田小学校
- 6 12月14日（土） あつぎのえいがかんkiki
令和6年度厚木市平和に関する「詩」表彰式及び平和について学ぶ映画上映
- 7 同 日 あつぎ市民交流プラザ 7階 ミュージックルーム2
令和6年度和田傳文学基金事業 第38回和田傳文学賞授賞式
○応募数 140点（校内審査を経た応募作品）
○受賞者 小学校1～3年生の部 11人（大賞1人、特選2人、入選8人）
小学校4～6年生の部 11人（大賞1人、特選2人、入選8人）
中学校の部 13人（大賞1人、特選4人、入選8人）

- 8 12月17日(火) 厚木市立飯山小学校ほか
学校訪問
○訪問校 飯山小学校、依知中学校
- 9 12月19日(木) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
厚木クラブJr 全日本中学生男子ソフトボール大会出場報告 市長表敬訪問
○訪問者 選手10人、代表、監督、コーチ
- 10 12月22日(日) あつぎ市民交流プラザ 5階 あつぎアートギャラリー
第34回MOA美術館 厚木児童作品展表彰式
- 11 令和6年厚木市議会第7回会議(12月定例会議)
- ① 会議期間
11月29日(金)から12月23日(月)まで(25日間)
- ② 一般質問(12月5日(木)から9日(月)まで)
23人の議員から質問があり、うち教育委員会関係は6人でした。
- 白川美作江 議員
- (1) 教育行政について
- ア 小・中学校における情報活用能力の習得について
- (ア) 情報モラル教育の現状と課題は。
- (イ) 情動的・健康への考えと取組は。
- 望月真実 議員
- (1) 教育行政について
- ア 学力と経験値の向上について
- (ア) 全国学力・学習状況調査の結果を受けて、本市の状況と課題は。また、今後の方策は。
- (イ) 習い事等のバウチャーについて、検討状況は。
- イ 部活動の地域移行について
- (ア) 進捗と今後のスケジュールは。
- 石井芳隆 議員
- (1) 市政一般について
- ア 通学路について
- (ア) 安心・安全の取組状況と課題は。
- (イ) 学校としての取組状況と課題は。
- 高田浩 議員
- (1) 教育行政について
- ア 教科書採択について
- (ア) 見解を問う。

イ 小・中学生への「いじめ」について

(ア) 対応を問う。

○岩崎一弥 議員

(1) 教育行政について

ア GIGAスクールの取組について

(ア) 現状と課題は。

(イ) 活用状況の調査から見られる課題は。

(ウ) 今後の取組内容は。

イ 隠れ教育費について

(ア) 現状と課題は。

(イ) 今後の取組内容は。

○高田昌慶 議員

(1) 教育行政について

ア 「厚木市の学校給食をよりよくするための署名2024」について

(ア) 厚木市民2432筆の署名を受けて見解を問う。

③ 総務企画常任委員会（12月11日（水））

○議案第78号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【可決すべきもの】

○議案第80号 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【可決すべきもの】

④ 環境教育常任委員会（12月13日（金））

○請願第1号 厚木市の学校給食の地産地消のさらなる推進と農薬や化学肥料に頼らない食材の使用を求める請願

【不採択すべきもの】

⑤ 予算決算常任委員会 環境教育分科会（12月13日（金））

○議案第86号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

⑥ 予算決算常任委員会（12月20日（金））

○議案第86号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

【可決すべきもの】

⑦ 本会議（12月23日（月））

○議案第78号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【可決】

○議案第80号 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【可決】

○議案第86号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

【可決】

○請願第1号 厚木市の学校給食の地産地消のさらなる推進と農薬や化学肥料に頼らない食材の使用を求める請願

【不採択】

議案第41号

厚木市教育委員会点検評価委員会規則の一部を改正する規則について

厚木市教育委員会点検評価委員会規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月24日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴い、所掌事務等運営に関して必要な事項を改めるため、本規則の一部を改正する。

厚木市教育委員会点検評価委員会規則の一部を改正する規則

厚木市教育委員会点検評価委員会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市教育振興基本計画審議会規則

第1条中「第17号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「厚木市教育委員会点検評価委員会（以下「委員会」を「厚木市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」に改める。

第9条中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「委員会の庶務」を「審議会の庶務」に、「教育委員会の点検評価主管課」を「教育振興基本計画主管課」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「委員」の次に「（臨時委員を含む。）」を加え、同条を第10条とする。

第6条中「委員会」を「審議会」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（部会）

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

第5条第1項中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第2項中「委員会」を「審議会」に、「委員の半数以上」を「委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数」に改め、同条第3項中「委員会」を「審議会」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「委員長」を「会長等」に改め、同条第1項中「委員会に委員長」を「審議会に会長」に改め、同条第2項中「委員長」を「会長」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に、「指定した」を「指名した」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（臨時委員）

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第3条を第4条とする。

第2条各号列記以外の部分中「委員会の」を「審議会の」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係団体の代表

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 厚木市教育振興基本計画に関すること。

(2) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第21号。以下「改正条例」という。）による改正前の厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）別表の規定により設置された厚木市教育委員会点検評価委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）にこの規則による改正後の第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、この規則による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この規則の施行の際、現に旧委員会の委員長である者又はその職務を代理する委員である者は、この規則による改正後の第6条の規定にかかわらず、施行日に改正条例による改正後の厚木市附属機関の設置に関する条例別表の規定により設置された厚木市教育振興基本計画審議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
厚木市<u>教育振興基本計画審議会</u>規則 (趣旨) 第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号。<u>以下「条例」という。</u>)に基づき設置された<u>厚木市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。</u>)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事項) 第2条 <u>審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</u> (1) <u>厚木市教育振興基本計画に関すること。</u> (2) <u>教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。</u> (委員) 第3条 <u>審議会</u>の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 略 (2) <u>関係団体の代表</u> (3) 略 第4条 略 (臨時委員) 第5条 <u>審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u> 2 <u>臨時委員は、教育委員会が委嘱する。</u> 3 <u>臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</u> (会長等) 第6条 <u>審議会に会長</u>を置き、委員の互選により定める。 2 <u>会長</u>は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 <u>会長</u>に事故があるとき又は<u>会長</u>が欠けたときは、<u>会長</u>があらかじめ<u>指名した</u>委員がその職務を代理する。 (会議) 第7条 <u>審議会</u>の会議は、<u>会長</u>が招集する。 2 <u>審議会</u>の会議は、<u>委員(議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)</u>の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ	厚木市<u>教育委員会点検評価委員会</u>規則 (趣旨) 第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)に基づき設置された<u>厚木市教育委員会点検評価委員会(以下「委員会」という。)</u>の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (委員) 第2条 <u>委員会</u>の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 略 (2) 略 第3条 略 (委員長) 第4条 <u>委員会に委員長</u>を置き、委員の互選により定める。 2 <u>委員長</u>は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 <u>委員長</u>に事故があるとき又は<u>委員長</u>が欠けたときは、<u>委員長</u>があらかじめ<u>指定した</u>委員がその職務を代理する。 (会議) 第5条 <u>委員会</u>の会議は、<u>委員長</u>が招集する。 2 <u>委員会</u>の会議は、<u>委員の半数以上</u>が出席しなければ開くことができない。 3 <u>委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(部会)

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員(臨時委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育振興基本計画主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

る。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会の点検評価主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

議案第42号

厚木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

厚木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月24日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

新年度準備期間について、教職員の働き方の改善を図り、適切な準備期間を確保するため、本規則の一部を改正する。

厚木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

厚木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年厚木市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 学年始休業 4月1日から起算して4日間（小学校第1学年にあつては、5日間）。ただし、前号に掲げる日は、当該期間に算入しない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学年始休業 4月1日から<u>起算して4日間(小学校第1学年にあっては、5日間)。ただし、前号に掲げる日は、当該期間に算入しない。</u> (4)～(6) 略 2 略	(休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学年始休業 4月1日から<u>同月4日(小学校第1学年にあっては、同月5日(同日が前号に掲げる日に当たるときは、その直後の月曜日))まで</u> (4)～(6) 略 2 略